

平成26年 米原市議会
第2回定例会

産業建設常任委員会会議録

開会 平成26年6月17日

閉会 平成26年6月17日

米原市議会

平成26年米原市議会 第2回定例会
産業建設常任委員会会議録（第1号）

1. 日 時 平成26年6月17日(火) 午前9時30分開会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 7名
委員長 松宮信幸
副委員長 中川松雄
委員 竹中健一、吉田周一郎、音居友三、北村喜代信、
清水隆徳
4. 欠席委員 なし
5. 職務出席 議長 的場收治
6. 出席説明員
市長 平尾道雄
副市長 西田弘
経済環境部長 藤本博
経済環境部次長・農政課長 横山信人
農政課長補佐 須藤正明
商工観光課長 堤基久男
商工観光課長補佐 梶田悟
林務課長 吉嶋伸浩
林務課長補佐 甲斐沼和弥
環境保全課長 北村学
環境保全課長補佐 瀧上正志
環境保全課長補佐 松居靖夫
土木部長 田中祐行
土木部理事 植野博史
建設課長 鹿取輝之
建設課長補佐 小寺真司
都市計画課長 木村浩樹
都市計画課長補佐 林重良
都市計画課長補佐 高橋淳一
上下水道課長 北村智子
上下水道課長補佐 飯村英章
上下水道課長補佐 浅居達正

広報秘書課	森本博之
総務課長補佐	宮川巖
財政課長	上村浩

7. 事務局職員

事務局長 中谷利治 事務局書記 古野慎介

8. 会議に付した事件

(1) 付託案件の審査

- 議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設常任委員会の所管に属する事項
- 議案第54号 平成26年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成26年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成26年度米原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 米原市醒井水の宿駅条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 米原市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 米原市春照自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 米原市地域資源活用施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 権利の放棄について
- 議案第96号 長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更について

○委員長（松宮信幸）

皆さんおはようございます。本日は早朝より委員の皆さんには御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより米原市議会産業建設常任委員会を開催いたします。

近年、この梅雨に入りまして、関東地方におきましては大変なる災害等が起っております。1時間に86ミリという雨量を観測するなど、大変なる未曾有のことが起こってきておるところでございますが、米原市におきましても、災害等も踏まえてしっかりと整えていかなければなりません。その点を踏まえて、防災関係しっかりとやっていただきますようお願いを申し上げます。

また、ほたるまつりに関しましては、土曜、日曜、多くのバスが来ておりまして、多くの観光客が訪れたということでございます。この件につきましても、商工観光課のほう、しっかりと対応していただきますようお願いを申す次第でございます。

それでは、本委員会に会議事件説明のため出席を求めた者は、市長、副市長外関係職員でございます。

なお、議長は職務出席でございます。傍聴議員は、山本克己議員、中川雅史議員、澤井明美議員、堀江一三議員、松崎淳議員でございます。

直ちに本日の会議を開催いたします。

初めに、市長より御挨拶を願います。

平尾市長。

○市長（平尾道雄）

皆さん、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会ということで、それぞれ大変お忙しい中、御出席を賜りました。誠にありがとうございます。

先ほど、委員長も触れていただきましたように、この6日から始まりました第31回の天の川ほたるまつりでございますが、10日間の開催日程を終えまして、この15日、日曜日に無事閉会となりました。この間、実行委員会の皆さん、さらにはボランティアの皆さんに大変な御尽力、御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。おかげをもちまして、開催中、本当に市内外からたくさんの方にお越しをいただきまして、蛍が放つあの幻想的な光の芸術といいますか、これらを本当に堪能していただけたのではないかと考えています。

また、あさって19日からでございますけれども、山口県下関のほうで2014ほたるサミット下関が開催されます。私も天の川ほたるまつり実行委員会の皆さんと一緒に出席をさせていただきます。蛍をめぐっての連携、そして交流

を深めてまいりたいと考えています。

なお、来年はこのほたるサミット、本市が開催地になる予定をされておりまして、参加自治体との連携をさらに密にしながら、来年のほたるサミット米原の成功に向けてしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

さて、本委員会にお願いをする案件でございますが、平成26年度米原市一般会計および特別会計補正予算案を初めといたしまして、条例の一部を改正する条例、さらには権利の放棄についてなどの御審議を賜ることになります。

以上、まことに簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（松宮信幸）

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

日程3でございます。

付託を受けました議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、経済環境部の所管に属する事項を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○経済環境部長（藤本博）

おはようございます。本日、経済環境部の所管に関する審査をいただく案件につきましては、今ほど市長が述べましたように、合計9件でございます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議案第51号から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

御苦労さまでございます。農政課が所管します補正予算について説明します。

歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書27・28ページをお開きください。

6款農林水産業費・1項農業費・3目農業振興費で、7節賃金は、これは国で新たな農業、農村政策である四つの改革の一つとして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約を進めることを目的に、農地中間管理事業の推進に関する法律が昨年12月に整備されました。この管理事業を実施するために、滋賀県では、4月1日付で公益財団法人滋賀県農林漁業担い手基金が農地中間管理機構の指定を受けまして、この7月から事業開始するものでございます。

機構の役割は、県内の農業振興地域の区域内におきまして、農用地等の借り受け、

貸し付けを行うほか、基盤整備等の条件整備や農地管理も行うもので、その業務の一部を市が受託をいたします。市の主な業務は、農地中間管理事業の周知啓発に関する業務と借り受け、貸し付け希望者からの受け付けに関する業務、それから農用地の権利関係の情報を確認する業務でありまして、臨時事務職員賃金73万円をお願いするものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金は、耕作放棄地解消対策事業でございます。世継地先の耕作放棄地面積36アールを再生利用する経費の一部として、米原市農業再生協議会に9万円を補助するものでございます。

次に、歳入予算でございます。

予算書9・10ページをお開きください。

19款諸収入・4項受託事業収入・3目農林水産業費受託事業収入・1節農林水産業費受託事業収入ですが、先ほど説明しました公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金から、農地中間管理業務受託事業収入といたしまして73万円を計上しています。

以上、農政課が所管いたします補正予算の説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

続きまして、林務課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の27・28ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、6款農林水産業費・2項林業費・2目林業振興費・13節委託料および15節工事請負費の補正は、大久保地先等の作業道整備と上板並地先の林道国見線の側溝改修について、県の補助を受けて実施するものです。

21節貸付金の補正は、市の協議会で実施しています侵入防止柵の整備について、県の内示額が当初予算額より多くありましたので、前倒しして整備を行いますが、それに必要な運転資金の貸し付けです。

次に、9・10ページをお開きください。

歳入でございます。

14款県支出金・2項県補助金・5目農林水産業費県補助金・3節林業振興費補助金については、歳出で御説明しました補助金に関する補正で、作業道分が森林整備加速化・林業再生事業費補助金としまして1,120万円、側溝改修分が県単独林道事業費補助金としまして36万円の増額です。

また、農山漁村地域整備交付金の240万円の減額は、林道国見線ののり面改良

工事について、崩土の除去が国の採択外になりましたことによります補正でございます。

11・12ページをお開きください。

19款諸収入・5項雑入・2目雑入・5節農林水産業費雑入は、歳出で御説明しました市の協議会への貸付金の償還金です。

20款市債・1項市債・4目農林債・2節林道整備事業債は、先ほど御説明しました農山漁村地域整備交付金の減額に伴う70万円の減額であり、あわせまして5ページでございますが、地方債補正の林道整備事業においても限度額を70万円減額しております。

以上、林務課所管の補正予算の御説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松宮信幸）

御苦勞さまでした。

北村環境保全課長。

○環境保全課長（北村学）

それでは、引き続き環境保全課が所管する補正予算につきまして説明します。

歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書25・26ページをお開きください。

4款衛生費・1項保健衛生費・6目環境衛生費で・19節負担金補助及び交付金でございます。

最終処分場周辺地域環境整備事業補助金で、寺倉区にかかわります補正額として500万円の計上でございます。

この内訳は、獣害柵を当初の400メートルから850メートルに延長追加された費用として217万円、親水公園遊歩道沿いの防草シートの張りかえ、河川整備費用等として308万円、公民館駐車場の用地40坪の購入および既存建物解体費用等として225万円の合計750万円でございますが、当初予定されていましたが、公民館屋根の修繕を取りやめされ、この費用250万円を減額し、差引500万円の補正計上となります。

次に、歳入予算でございます。

予算書9・10ページをお開きください。

17款繰入金・2項基金繰入金・7目一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金繰入金、1節一般廃棄物最終処分場周辺地域環境整備基金繰入金ですが、先ほど説明しました寺倉区の最終処分場周辺地域環境整備事業補助金に充てる基金繰入金500万円を計上しています。

以上、環境保全課が所管する補正予算の説明とします。よろしく御審議賜ります

ようお願い申し上げます。

○委員長（松宮信幸）

御苦勞さまでした。

これより本案について質疑を求めます。

質疑はございませんか。

1点、よろしいですか。10ページの農林振興費の補助金のことでお聞きをいたします。補助金の国の採択が受けられなかったということで240万円ですか、この件についての説明をお願いしたいと思います。なぜ採択を受けられなかったのか、申請はしているはずだと思いますけれども、それに基づいての採択等を踏まえてお答えください。

○林務課長（吉嶋伸浩）

この工事はのり面の改良でございまして、国見地先、上板並地先ですので、かなり雪の影響とかありまして、のり面が融解凍上で緑化がなかなか図れないという状況がございますので、その改良工事でございます。

のり面の改良ということだけの補助採択になりますので、その関係のないといえますか、崩土としてある部分は、採択はしてもらえなかったということでございますので、のり面の本体のほうについては採択していただいたのですが、のり面の前にある崩土としてあるものの除去については、採択していただけなかったというような状況でございます。

○委員長（松宮信幸）

そうすると、災害復旧という感じではないんやね。その災害復旧は災害に伴った災害のことはしっかりやっておいただくけれども、補助が厚いけれども、その下の部分ののり面に関しては、その部分は認められなかったということで理解していいんですか。

○林務課長（吉嶋伸浩）

今回ののり面改良ですので、災害とはまたちょっと違う工事になるわけです。災害復旧でしたら、そののり面と崩土も含めて採択されることになるのですが、今回の場合は、そののり面工事ですので、その下の崩土については採択外ということになります。

災害復旧でやる場合は、基本的に原状復旧ということになりますので、今回、のり面改良をしたいということは、その原状復旧ではのり面がもたない状況が明らかでしたので、災害復旧ではなくてのり面改良という工事を選択して申請したわけでございます。

○委員長（松宮信幸）

わかりました。

ほかに質疑ございませんか。

清水委員。

○委員（清水隆徳）

28ページの負担金補助及び交付金で、この耕作放棄地解消対策事業補助金、これ世継の放棄地と言われましたけれども、ハウスが放置されているあの田んぼのことか。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

そうです。小字で言いますと世継の味噌内というところで、ハウスが崩壊している現場でございます。

○委員長（松宮信幸）

音居委員。

○委員（音居友三）

28ページの林道整備工事ですけれども、これは森林整備加速化林業再生事業の実施に伴う作業道の開設ということですが、具体的にこの事業はどのような事業を指しているのか、ちょっとわかりやすく説明していただきたい。

○委員長（松宮信幸）

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

この事業は、一つは大久保地先、もう一つは西円寺地先で実施するわけですが、この事業の名前にありますとおり、その林業の山の木が育ってきましたので、それを搬出するための作業道を整備するのというような事業でございます。

大体、幅員としましては3メートルぐらいの幅員の、4トン車ぐらいが通れるぐらいの作業道を整備するというような内容になっております。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

今、清水委員が質問された耕作放棄地解消対策事業、これは9万円と金額は少ないのですが、地主さんはあれですかね、今現在、居所とかそういうのははっきりしているのですか。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

ちょっと今、所有者のほうで現状ちょっとわかりませんので、また持ち帰り確認

させていただきます。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

耕作放棄地は、基本的にはやっぱり地主さんの責めというのがあると思うので、そこら辺のところ一遍、どういうふうになっているかというのは調べていただきたいなど。

それから、もう一つ、臨時事務職員の73万円、農地中間管理機構か、これは4月から事業開始ということで、実績がないのでわからんのですけれども、今、市としては業務を委託されて、いろいろと受付とか、あるいはそういう制度の周知とかに臨時職員を、要するにその仕事に就かせるということですのでけれども、市として、そういった情報の収集というのはやっぱりどこら辺からされるのかね。もちろん制度そのもの、機構の存在そのものの周知というのも含めて、市は具体的にどういふふうに今やっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

農地中間管理機構から委託された米原市の事業は、この事業の周知啓発というチラシを置いて広報する業務と、受付、借り受け、あるいは貸し付けの方から来られた窓口で受け付けをする業務、それから今の情報につきましては、権利関係の確認をします。これは農業委員会サイドもタイアップしながら、その細目帳等で情報を確認するようにしていきたいと思っております。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

今お聞きしたかったのは、まず、地主さんなり耕作者なり生産者ですか、この人らが、こういうような機構があるということを知らんとあかんのと、それから直接そういう個々の人が、市の窓口に来て申し込まれるのかどうかね、どこかで集落ごとというか、団体ごとにまとめてそういうのをするとか、どういうふうな仕組みですかね。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

市のほうでは、各集落に人・農地プランの関係とか、中心経営体の皆様、あるいは認定農業者の皆様と随時情報交換をしているわけですのでけれども、その周知の方法

は一定、県の中間管理機構からチラシの作成であるとか、ホームページの発信をされます。それをもって、市も市のほうでホームページの発信をしますし、そういう広報媒体で周知していきたいという予定であります。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

わかりました。これからの事業ですので、どういうふうになるかちょっと見守っていかんとあかんですけれども、今、権利関係なんかも調整するという、調査するというふうに言われたのですが、さっきの世継のああいう耕作放棄地なんか、やっぱりどういうふうになっているかというのは、現時点で把握していないとおかしいのであって、この辺のところ、やっぱりしっかりやるんなら制度のねらいに、目的に達せられるようにひとつよろしくお願いします。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

しっかりとその権利関係等の業務につきましても、十分な確認をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員。

○委員（吉田周一郎）

先ほどの林道の整備の件で、災害とか何か言われましたけれども、災害費と市費、単独費と抱き合わせで施工することもできますよね。そういった場合と今回どちらが有利かということでこちらのほうを採択され、これでやると、そういうふうに解釈したらいいですか。

○委員長（松宮信幸）

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

そういうことでございます。現場に一番合った方法で選択したということでございます。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

それではないようでございます。質疑なしと認めますので、これをもって質疑を

終結いたします。

それでは、次に、議案第72号 グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

商工観光課の堤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号 グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表の1ページ・2ページをごらんください。

第7条につきましては、現行、利用料金の表示を使用料に改め、第8条として使用料の減額または免除の規定を、第9条に使用料の不還付の規定を加えています。

3ページをごらんください。

第17条において、指定管理者が徴収する利用料金について、使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができること等を規定しています。

具体的な使用料の金額を規定しています別表第2につきましては、本施設が宿泊施設を備えた特殊な施設であるとともに収益施設であることから、維持管理経費をもとに算定する原価算定方式がなじまないため、基本的には使用料を据え置くこととしています。

しかしながら、6ページにありますとおり、屋内ゲートボール場および屋外ゲートボール場の使用料につきましては、見直しを図っております。内容につきましては、これまで半日・全日・夜間の区分に応じ額を規定していましたが、1時間単位として、ほかのゲートボール施設の使用料と均衡が取れるよう減額の見直しを行っております。

また、市外に住所を有する方が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額を使用料とすることを追記しております。

そのほか、利用者の責めに帰すべき理由により、利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収できる規定を新たに設けています。

付則として準備行為、減免に関する経過措置の規定を設け、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、議案第72号の議案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

それでは、これより本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

音居委員。

○委員（音居友三）

6 ページですね。屋内ゲートボール場のこの時間当たりの使用料ですけれども、旧の場合は、半日で6,000円、全日で1万2,000円ということで、大体これにすると1時間当たり1,500円、旧は1,500円ぐらいになろうと思うんですけれども、今度600円ということでかなり安いと思いますが、その根拠はどうですか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

今回のこの屋内ゲートボール場および屋外ゲートボール場ですが、基本的には、市内にございます類似施設でありますスパーク米原等々と利用料金の均衡を保つために、そちらのほうに合わせてきているようなことで、一応600円というような使用料の設定でございます。

○委員長（松宮信幸）

よろしいですか。

○委員（音居友三）

はい。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

今の少し関連ですけれども、ということになると、この施設は相当使用されていたわけですけれども、利用料金制度、指定管理者制度の中にも利用されておりますので、その辺の大きな違いが出てくると思うのですけれども、その辺の影響に関してはどのような対応をされるのか、お願いします。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

この屋内ゲートボール場におきまして、大体年間の利用者数が2万7,764人という状況でございます。条例上でのこの影響額を算定しますと、36万3,000円というような状況になっております。実質ここのゲートボール場の施設につきまして、このような影響額が出るということについては、ある面、指定管理者

の今受けております側におきまして、実際は、この条例には基づかない、ある面指定管理者独自での使用料設定もしているところがございます、それによると、ある面そういうような影響額はかなり少なくはなってくるかと思っております。そういうような状況でございます。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

指定管理者が指定管理者独自の料金設定を定められているということを、もう少し具体的に説明願えますか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

現在、屋内ゲートボール場が昨年度までですと全日で3,600円という、一応指定管理者側のほうで既に定められているような、かなり条例からは低く設定されて、実際の使用料の利用料金として徴収されているというところがございます。ある面、指定管理者の努力によって使用料設定自体を下げている。それを市が承認しているというような状況があるということでございます。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

指定管理者と市が利用料金について話し合いをしながら、使用料よりも相当今の話ですと、半額ぐらいの利用料金で昨年1年間やられたと。ここは、いろいろな市内のゲートボール愛好家あたりが相当利用しているということで、前々から類似施設とも相当使用料の乖離があったので、何とかしてほしいと言われていたところなので、指定管理者がそのような努力をされていたというような理解でよろしいですか。

○商工観光課長（堤基久男）

はい。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員。

○委員（吉田周一郎）

先ほどのゲートボールの料金設定でちょっと話あったのですが、横並びしたということですが、これ利用料金は、別表に定める額に1.5を乗じて市長がこれを承認するということになっておりますが、それは承認するという名前、名目だけであって、横並びという感覚だとなかなか承認できないと、そういうことになりかねな

い。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

確かに、条例上ではこの横並び、均衡を保つというようなことで、今回600円という設定をさせていただきました。あくまでも指定管理者側が、やはりゲートボール施設のサービスを充実するとか、そういうようなことで、その600円以上、1.5倍ですと900円まで上げられるということになるのですが、実際のところは、そこら辺はほかの施設と均衡を保つように、条例上は設定させていただいておりますので、基本的にはそこら辺の情報も入れながら、料金設定については承認していきたいと思っております。基本的には他の施設と条例上では均衡を保つようにしてきているわけですので、基本的にはそれを保てるようには、また指定管理者とは協議をしていきたいというようには思っております。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員。

○委員（吉田周一郎）

その場合ですね、市長の承認を受けるということになってはいますが、これは時期的にはいつですか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

今回の条例の付則の中でも、準備行為というところにも、2項目になりますが、一応これにつきましては交付の日から施行するということですので、指定管理者として来年4月からそういうようなことでやっていきたいということであつたら、今年度、この条例が審議、議決されて公布をされた後に、そういうような協議はもうできるというような状況にはなりません。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員。

○委員（吉田周一郎）

そうすると、年度途中ではできないということですね、変更は。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

基本的に年度途中でも可能ではございます。

○委員長（松宮信幸）

吉田委員。

○委員（吉田周一郎）

そうすると、何かこうばらばらに料金の承認が出てきたときに、うまくバランスがとれるのかということが懸念されるのですけれども、それは結構横との連携をとって不公平になるといいますか、料金の差が余り開かないようにすべきだと思いますけれども、その辺を慎重にやっていただきたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

これに適用開始日がちゃんと書いてあるけど、これでよろしいんやね。4月1日になっていますよ。これでよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

ないようでございます。それでは質疑を終結いたします。

続きまして、議案第73号 米原市醒井水の宿駅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

それでは、議案第73号 米原市醒井水の宿駅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、適正な受益者負担となるよう施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものです。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第11条につきましては、現行、利用料金の表示を使用料に改め、第12条として使用料の減額、または免除の規定を加えています。

次に、2ページをごらんください。

第13条に使用料の不還付の規定を加えています。

3ページをごらんください。

第19条において、指定管理者が徴収する利用料金について、使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができること等を規定しています。

具体的な使用料の金額を規定しています別表につきましては、維持管理経費をもとに原価算定方式で算定しました結果、湧水体験室、会議室、湧水ギャラリーの使用料につきまして、現行より増額で見直しを図っております。また、利用時間区分に応じ額を規定していましたが、湧水体験室および会議室につきましては、1時間単位とする規定に改めております。

付則として準備行為、減免に関する経過措置の規定を設け、平成27年4月1日

から施行するものでございます。

以上、議案第73号の提案説明とします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

それでは、本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

引き続き、議案第74号 米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

議案第74号 米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第8条につきましては、現行、利用料金の表示を使用料に改め、第9条として使用料の減額または免除の規定を、第10条に使用料の不還付の規定を加えています。

3ページをごらんください。

第17条において、指定管理者が徴収する利用料金について、使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができる規定等を規定しております。

具体的な使用料の金額を規定しています別表第2につきましては、本施設が宿泊施設を備えた特殊な施設であるとともに収益施設であることから、維持管理経費をもとに算定する原価算定方式がなじまないため、基本的な使用料を据え置くこととしています。

4ページをごらんください。

宿泊料の区分表示を改めるとともに、利用者の責めに帰すべき理由により、利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収できる規定を新たに設けています。

付則として準備行為、減免に関する経過措置の規定を設け平成27年4月1日か

ら施行するものです。

以上、議案第74号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

副委員長。

○副委員長（中川松雄）

キャンセル料のことが出ているのですけれども、ここは宿泊施設があるので、これ何日前とか、どれぐらいのキャンセル料とか、そういうのはわかりますか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

これについては、規則で一応定めることとはしておりますが、基本的に考えておりますことは、予約日の1週間前から2日前までを本来の利用料の30%、1週間前からキャンセル料が発生するというような状況です。前日ですと50%、そして当日キャンセルは全額というようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（松宮信幸）

中川委員、よろしいですか。

○副委員長（中川松雄）

はい。

○委員長（松宮信幸）

ほかに。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

ないようでございます。それでは質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

引き続き、議案第75号 米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

議案第75号 米原市母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例につ

いて御説明申し上げます。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等を改定するため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第5条および第6条の利用許可に関する規定の中に、利用できる部屋を明確化するため、談話室およびイベントルームという文言を加えております。

2ページをごらんください。

第7条につきましては、米原市使用料条例の廃止に伴い条文を改めるものでございます。第8条につきましては、使用料の減額または免除の規定を、第9条には、使用料の不還付の規定を加えています。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第14条において、指定管理者による管理業務として、利用料金の収受に関する規定を加えるとともに、第16条において、指定管理者の徴収する利用料金について、使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができること等の規定を加えております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

具体的な使用料の金額につきましては、これまで使用料条例に規定していましたが、条例廃止に伴い別表第2として、談話室およびイベントルームの1時間当たりの使用料を規定しております。

付則として準備行為、減免に関する経過措置の規定を設け、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第75号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

北村委員。

○委員（北村喜代信）

もっと前に、共通して聞かなあかんかったのですけれども、利用料金の従前はどようになっていたのですか。ちょっと確認したいのですけれども、従前は指定管理者の収入にはならなかったのですかね。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤久男）

従前、この施設について、従前から利用料金については、その指定管理者が収受されていたというような現実はありますが、実際に条例上ではその規定がなかったというのが今の現状でございます。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

この施設に限らず、条例に恐らく抜けていたんだと思いますけれども、それで今度改正されて、その利用料金の全部または一部ということですが、これ具体的にどういうふうに、その基準というのがあるんですかね。それとも執行部側の裁量でいってしまうのか、そこら辺の判断基準はどういうふうになるのか教えていただけますか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

済みません。今の質問として判断基準というのは、ちょっともうひとつ質問の内容が、申しわけございません。

○委員（北村喜代信）

例えば、この条例でいくと第16条ですわ。利用料金ね、市長は第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる云々とあるんですけれども、全てほかの施設も一緒ですけど、この利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができると。それで、第7条の規定にかかわらず前項の規定による指定管理者の利用料金を収受させる場合は、利用者は利用料金に指定管理者に支払わなければならないと、あれ、勘違いしたかな。ここら辺の収受させるとき判断というのは、何を基準に全部あるいはまた一部というふうに決めるかどうかということですわ。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

基本的には指定管理者が全部というのが基本になってくるかと考えておりますが、一部というのが、確かにその施設を利用したときに直接市がお金をいただくというケースが、ちょっと例は思いつかないのですが、そういうようなケースがあった場合に、指定管理者がその一部しか収受できないというケースも想定されているということになるかと思っております。

ただ、具体的な判断、全部なのか一部なのかという基準というものが、基本的には全部を利用料金としては収受されるような格好にはなるかと思っております。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

しかし、これは大きな問題ではっきりしておかないと、要するにその利用料金を管理者が収受したものは全部もらえる場合もあったり、一部をもらえるときがあるという2通りのパターンがあると、それはどういうときに全部もらえて、どういうときに一部分もらえるんだと、指定管理者にしたら大きなことですよ。収入減になるわけですから。

そこら辺が、その従前の条例でははっきりしていなかったから、今回こういうふうにしたとさっき言われたと思うんですけど、私の解釈が間違っていれば指摘していただきたいのですが、そうであれば、ある意味死活問題にもなると。努力すれば努力するだけ全部いただけるのであれば、収益が収入が上がるよ。

そやけど、一部であれば努力したって、余り収入として変わらないなら努力しないでおこうとか、そういうインセンティブになってくる要素が大きいので、ここら辺についてははっきりとした基準がないとおかしいと思うんですけど、これは別途規則とかそういうのをつくられるんですかね。そこら辺も含めて回答をお願いしたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

私の説明が不十分だったのかなとは思いますが、基本的に利用料金収入というのは、当然ながらその施設の利用料等もありますので、そういうものについては基本的には当初から協定を結ぶなり、指定管理者募集するときから、どういうものが利用料金としては、収入として収受してもらうのかということは当然ながら決まっていることですので、急に一部その分は収入としては認めませんので市にくださいということはありませんので、あくまでも利用料金については、基本的には指定管理者の収受と、収入ということが基本になろうかと思っております。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

そういうことであれば、例えば指定管理者との協定書の中で決定するとかすればいいと思うのですが、あえて条例の中で一部しか収受させないと、収入にならないというふうに規定しているというのは、何かを想定してやっておられると思うのですが、ここら辺の意味合いを説明していただかないと納得できません。

○委員長（松宮信幸）

財政課のほうは説明できませんかね。

財政課のほう、どうや。

○財政課長（上村浩）

まず、地方自治法のほうで利用料金制の選択というのがあって、それを条例で定めるところがございまして、これで定めているわけですが、所管の課長が言いましたように、全部または一部ということは募集の際、仕様書そして協定の中で、その辺は事前にあらかじめ決めておく部分だと思います。

一部の事例と申しますと、もともと使用される部屋で利用料金が発生する部分としない部分があって、そういった部分を指しているのかなというふうなことでございます。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

それはおかしいわ。要するに利用料金が発生する部分をあえて全部または一部というふうにはうたわないので、これは前提としては料金が発生するところを言っているんで、その利用料金を要するに指定管理者の収入とすると、そこまではわかりますけど、全部または一部がその条例に載っているということは、どういうことを根拠に基準を持ってやるのかと、それは協定書で個別に示すと、それならそれで協定書でうたうとかやったらいいですけど、何かあるはずですよ。全部または一部を収受させるという意図が絶対にあるわけです。そこら辺のところ、明確に説明していただきたいんですけど。

○委員長（松宮信幸）

上村財政課長。

○財政課長（上村浩）

ちょっと確認したいと思いますので、時間をいただきたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

北村委員、時間をいただきたいということでございます。

それでは、後ほど。

ほかに。

的場議長。

○議長（的場收治）

この施設は、市外の人には使用しない施設ですか。ちょっと確認だけしたいんですけど。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

基本的に貸し館ということになれば、市外の方も使用できる施設ということにはなりません。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

市外の方が使った場合は、使用料は一緒ですか。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

市内、市外問わず同じ料金ということになっております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

市内のほかのほとんどの施設が、施設を使用した場合に、市外の方が使用料の2倍を払うというように、条例改正の中でうたっているのですが、この施設はその市内、市外を問わずということですが、もうちょっと説明してください。区分けを。

○委員長（松宮信幸）

区分けについて。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

今回の公の施設にかかわる使用料等の見直し方針の中で、サービスの性質ということで、受益者負担金の割合をこの施設は何%にするかと、100か50かゼロなのかということになるのですが、こちらの近江母の郷コミュニティハウスにつきましては、受益者負担の割合を100という施設と分類され、基本的には市内、市外を問わず統一した使用料というような考え方で使用料を設定しているところでございます。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

もう一回、もう少しわかりやすく言うてくれる。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

サービスの分離による、公費負担または受益者負担の割合は、それぞれ実際にこの施設はその使用料について公費負担を強いるべきなのか、もしくは受益者負担でいくべきなのかというような分類の中で、基本的には民間にもあるサービスを提供する施設というような位置づけのもとで、受益者負担の割合を100%というような施設に分類してきたというようなことで、基本的には初めから受益者負担が100%の施設でございますので、市内、市外を問わず同一料金というような設定にしてきているということでございます。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

それでは、ここの施設の今までの利用状況を教えてください。

○委員長（松宮信幸）

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤基久男）

実際にこの施設の利用の状況としては、昨年まで、利用できる施設としてはイベントルームだけというような状況になっておりまして、イベントルームについては、基本的に貸し館として利用されているのがツーデーマーチの休憩所であったり、選挙の投票会場としてもイベントルームが使われているというようなことで、実際に利用料金収入としては、そういうような使用での利用料金しか入っていないような状況です。

そのほかにイベントルームの使用としては、指定管理者でありますシルバー人材センターさんが人材育成ということで、ふすまの張りかえの研修や講習等にイベントルームを活用されて使用されているというような状況になっております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

そのような考え方で、公費負担が50%ぐらい見込める施設、100%受益者負担で求める施設というようなことであれば、やはり今回の条例改正は、使用料としてはどの施設も100%受益者負担の使用料を定められ、そこへ公費を50%ということであれば、市内在住の方は2分の1というような、今聞いた説明をされるとそっちのほうの方が適切ではなかったかなというふうな、2倍じゃない2分の1とします。そっちのほうの方が適切ではないかなというふうな、今課長のほうから見解を聞いた限りは、そのようになるとは思いますけれども、この場に至ってそのことは強く言いませんが、そのような考え方もあるということをお願いをしたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

よろしいか。

財政の回答がまだいただけないようでございますが、ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

ないということで、北村委員、後ほど財政のほうから回答をいただきたいと思えます。

それでは、これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

議案第76号 米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例について説明します。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づきまして、適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等や減免規定を改正する必要がありますので、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

現行の利用料金を施設の種類によりまして、入館料と使用料に区分しております。減額または免除および還付につきまして、新たに条文を追加して明記をしています。

また、指定管理者が徴収する利用料金を使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができる旨を第19条で規定しています。別表のとおり、奥伊吹ふるさと伝承館は、入館料として1人1回を単位とし、甲津原交流センターと交流広場は1時間単位とし、アグリコテージは宿泊施設でございますので、時間算定方式がなじまないために、据え置くこととしています。

付則として平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第76号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

それでは、この件につきまして質疑を求めます。

1点よろしいですか。

アグリコテージ、あの施設は大分古いと思うけれども、当初のこの設定の金額だ

と思いますけれども、この需要に応じて、また、古くなってきておりますから、この件については、値下げの方向へはいかないのですか。コテージがかなり古くなってきておると、現状とは大分異なるものになってきておるのですが、この使用料としては下がるほうが一般的だというふうに思われますけれども、その点を踏まえてどうですか。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

アグリコテージは平成9年に建築をしまして、かなり老朽化もひどくございまして大規模な修繕につきましては、市のほうでも一定の経費の投入をしております。使用料につきましては、今後そのことも加味しながら検討してまいりたいと思っております。

○委員長（松宮信幸）

活用される方の苦情等、こういうことを踏まえてあるというふうに僕は思いますわ。こういうふうに古くなってきておりますからね、これも踏まえてですね、それに適正な金額なのかというふうに思いますので、この点も踏まえて施設をしっかりと見ていただいて、その方向性踏まえて、一遍考えていかなければならないのではないかと。施設の老朽化も踏まえてですね、この件全部そうですが、こういう考えも持っていただかなければですね、現状維持ということが本当に適正なのかというふうに思われますので、その点も踏まえて精査していただきたいと思えます。いかがですか。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

この施設だけに限らずですね、かなり古い施設もありますので、その点につきましては、今後とも精査をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

アグリコテージの現在の利用状況を教えてください。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

利用状況は、平成25年度は3,511人ということで、ここは6棟ありますが、1年間で427棟の利用状況ということになっております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

利用状況は、所管課としてはどのような評価をしておられますか。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

ここは、奥伊吹のこの大自然を別荘気分で味わうということが市内外にもアピールできておりますし、春秋はタイアップして農業体験ツアー等もされている状況ですので、非常に、この利用状況につきましては良好と判断をしております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

観光施設的な要素も結構あるとは思いますが、今委員長が言われたような状況の中で、建てたら最後ということではなくて、やはり改修すべきところはしっかり改修をしながら、やはりこれだけの利用者があるんでしたら、その辺は指定管理者とも相談をしっかりと行っていただきたいというふうに思いますが。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

今の意見を踏まえまして、今後とも管理者と相談をしながら確認してまいりたいと思っております。

○委員長（松宮信幸）

関連してもう一点だけよろしいですか。

ことしは、この梅雨に入ってから甲津原の地域、かなり毛虫が大発生しておるのは確認しておられますか。新緑を皆食い散らしておるといふふうに思いますが、その点、コテージ関係の木とかありますけれども、枯れるのではないかとというぐらいの害があります。病虫害があることは知っておられますか。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

ことしの発生につきましては承知をしております、先般の転作確認等にも行きますと、かなり毛虫の数が多いなということで、確認はしております。

○委員長（松宮信幸）

木とかそういうものの手入れ等を踏まえて、病虫害の駆除等は指定管理がするものなんですか。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

それにつきましては、一応範囲の拡大を見ながら、その部分的な箇所でも広範囲のエリアに広がった場合は、市のほうでも対応してまいりたいと思っております。

○委員長（松宮信幸）

ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」)

○委員長 (松宮信幸)

なしということでございます。

財政課のほうから、先ほどの回答を願います。

○財政課長 (上村浩)

失礼いたしました。

市では、指定管理の関係で利用料金制度を選択してやっております。これについては、経営努力をしていただいて、その努力していただいた部分はインセンティブという形で利用料金を収受していただくこととなります。

しかしながら、その利益が、管理業務とその経理の状況から客観的に見て、余りにも過大な利益があるというようなケースがあった場合は、例えばその施設の改修とか、新たな投資を行うとか、そういうことも考えられます。そういったケースが出てくる場合については、市のほうに納付をしてもらうというようなケースを想定して一応、または一部ということで入れているようなことでございます。

これについては経営状況等を見ながらということになりますが、現段階におきましては、市の指定管理については、全部収受をしていただいているというようなところでございます。

○委員長 (松宮信幸)

北村委員。

○委員 (北村喜代信)

そうなると、これ、まず最初に協定書を結ぶときに、5年間なら5年間、こういう利用料金やったらこれだけ収入として受け取ってもらいますということであれば、安定した収入ということで当然努力されて、インセンティブの効果も出てくると思うんですけども、状況を見ながら全部かまたは一部にかえるということであれば、そこら辺は指定管理者は非常に収入的に不安定になるので、そこら辺が疑問なんです。どこかでは、やっぱり最初に線を引いていかんとあかんと思うんですが、そこら辺のところはどうなんですか。全部または一部というのは、どの時点で決められるのですか。

○委員長 (松宮信幸)

上村財政課長。

○財政課長 (上村浩)

実績を見てという格好にはなろうかと思いますが、1年間だけ見てそれを判断するとか、そんなことは当然できないと思います。1回目の更新時期の経営状況等を見ながらということになろうかと思いますが、生涯学習施設とかそういった公費を

少なくとも50%出しているところでは、そういうことはまず考えられないであろうというふうに考えております。採算性の部分の施設については、その辺、客観的な判断が必要になってくるかというふうに思います。

○委員長（松宮信幸）

北村委員。

○委員（北村喜代信）

そこら辺は幅を持たせて弾力的な運用をしていくということですが、それがやっぱり恣意的に働かないように、きちっと何かで縛っていく必要があると思います。これ以上お聞きしても同じような答えしか出ませんので、そこら辺のところは指定管理者側に余り不利にならないように、配慮いただかないといけない部分だと思いますので、しっかり詰めていただきたいと思います。

それと、今の例えばアグリコテージの説明で、3万円掛ける単純に427件の利用状況ということで、これ1,200万何ぼになるんですが、これは実績として、これは指定管理者側が全部、この利用料金は徴収して収入になったんですかね。その辺どうですか。

○委員長（松宮信幸）

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

そうでございます。

○委員長（松宮信幸）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

引き続き、議案第77号 米原市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

議案第77号 米原市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、今後適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等や減免を規定する必要がありますので、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

使用料に統一をしております。減額または免除および還付につきまして、新たに条文を追加して明記しております。また、指定管理者が徴収する利用料金を使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができる旨を第17条で規定しております。別表のとおり1時間単位の使用料とし、備考で市外に住所を有する場合は、2倍に相当する額としています。付則として平成27年4月1日から施行するものです。

以上、議案第77号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしということでございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第78号 米原市春照自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

横山農政課長。

○経済環境部次長・農政課長（横山信人）

議案第78号 米原市春照自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例について説明します。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づきまして、適正な受益者負担となるよう、施設の使用料等や減免規定を改正する必要がありますので、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

使用料に統一をしています。減額または免除および還付につきまして、新たに条文を追加して明記しております。

また、指定管理者が徴収する利用料金を使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができる旨を第16条で規定しております。別表のとおり1時間単位の使用料とし、備考で市外に住所を有する場合は2倍に相当する額としております。

付則として平成27年4月1日から施行するものです。

以上、議案第78号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑もないようでございます。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第79号 米原市地域資源活用施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

議案第79号 米原市地域資源活用施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づく使用料条例の廃止に伴い、公平な受益者負担となるよう、施設の使用料や減免規定などを改正する必要があるため、この案を提出するものです。

新旧対照表をごらんください。

改正後の欄でございますが、第7条と第12条に使用料を、第8条に使用料の減額または免除を、第9条に使用料の不還付を追記しています。また、第18条で指定管理者が徴収する利用料金を使用料の1.5倍を乗じた額を上限として変更することができる旨を規定しています。

使用料は、別表1および2のとおりであり、料理体験室と都市との交流室は、1時間単位とし、同種施設の醒井水の宿駅の使用料と均衡を図るため見直しをしております。

施行は、平成27年4月1日からでございます。

以上、議案第79号の提案説明とします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

的場議長。

○議長（的場收治）

これ、今、足湯はやっているか。

○委員長（松宮信幸）

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

足湯と書いていますが、実際やっておりますのは、夏場に水を張りまして足水と
いうことで使用しております。

○委員長（松宮信幸）

的場議長。

○議長（的場收治）

開設当初は確かに足湯だったと思うんです。

○委員長（松宮信幸）

吉嶋林務課長。

○林務課長（吉嶋伸浩）

開設当初は足湯でございましたが、沸かすのに費用が必要であるとか、その辺も
ございますので、それに比べてその利用もそれほどなかったのもので、足水として現在
は使用しております。

○委員長（松宮信幸）

長いことやめていたもんね。活用されてこなかったという現状があるかな。
ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

次の再開は、11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（松宮信幸）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、土木所管の事項に入ります。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、土木部の所
管に属する事項を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中土木部長。

○土木部長（田中祐之）

引き続きまして、土木部のほうの案件、よろしくお願ひしたいと思ひます。担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひします。

○委員長（松宮信幸）

鹿取建設課長。

○建設課長（鹿取輝之）

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）のうち、建設課所管に係ります補正内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明させていただきます。

議案書の9ページ・10ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金・2項国庫補助金・3目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金を活用して、平成26年度では、市道入江磯梅ヶ原線道路整備事業や道路ストック点検調査、橋梁長寿命化に係ります調査業務、通学路に係ります路側帯カラー舗装化の4つの事業を進めておりますが、市予算に対しまして、内示額が減額となったことから、3,793万4,000円を減額するものでございます。

しかし、この4つの事業につきましては、年次計画をもって事業を進めておりました、極めて重要な事業でありますことから、財源の更正を行いまして、当初計画のとおり事業を進めたいというふうに考えております。

次に、11・12ページをお開きいただきたいと思います。

20款・1項市債・5目土木債では、市道上平寺6号線道路改良事業に伴います辺地債3,630万円と市道入江磯梅ヶ原線道路整備事業に伴います交付金減額に対する措置といたしまして、合併特例債2,720万円を増額いたします。

次に、5ページをお開きください。

第3表地方債補正でございますが、道路整備事業で限度額を1億730万円から1億7,080万円に変更するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15・16ページをお開きください。

2款総務費・1項総務管理費・9目交通安全対策費では、通学路に係ります路側帯のカラー舗装化、いわゆるグリーンベルト整備につきまして、交付金減額に対する財源更正を行いまして、事業の進捗を図ってまいります。

次に、29・30ページをお開きください。

8款土木費・2項道路橋梁費・1目道路維持費では、道路ストック調査および橋梁の長寿命化修繕対策に係ります調査業務について、交付金減額に対する財源更正を行いまして、事業の進捗を図ってまいります。

次に、31・32ページをお開きください。

また、今回の補正で提出いたしました路線の箇所図を参考資料としてお配りをしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。このA4の1枚でございます。

2目の道路新設改良費、15節の工事請負費でございますが、辺地債の起債申請が整ったことから、市道上平寺6号線を延長270メートル、幅員5メートルに整備いたします。

この市道は、道路網整備計画の短期計画に位置づけた路線でございますが、財源の確保が整った時点で整備を検討するというので、方針を立てておりました。今回、財源の確保ができたということから、計上させていただいたものでございます。

旧伊吹町のときに、砂防堰堤の工事用道路として利用しておりました仮設道路を改良いたしまして、整備を図るというものでございます。

次に、17節公有財産購入費では、上平寺6号線の道路用地の購入費でございますが、既に土地開発基金によりまして購入済であるということから、基金への戻し入れを行うものでございます。

次に、4項都市計画費・4目土地区画整理費・28節繰出金につきましては、米原駅東部土地区画整理事業の特別会計への繰出金でございます。

以上、まことに簡略ではございますが、補正の説明とさせていただきます。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

上下水道課、北村と申します。よろしく申し上げます。

次に、上下水道課所管にかかわります公共下水道事業費は、特別会計への繰出金ですので、後ほど特別会計にて御説明申し上げます。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

それでは、これより本案につきまして質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑はございません。質疑はないようでございます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第54号 平成26年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

議案第54号 平成26年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします

歳入歳出予算の補正としまして、第1条で歳入歳出それぞれ508万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億2,208万5,000円とするものです。

補正内容は、4月の人事異動による人件費の増額および国庫補助金の減額による補正でございます。

9ページ・10ページをお開きください。

歳出の内訳といたしましては、2款公共下水道事業費・1項公共下水道事業費・1目公共下水道事業費の給料を264万3,000円、職員手当等を138万7,000円、共済費を105万5,000円、それぞれ増額するものです。

また、国庫補助金内示による減額に伴い、1款総務費および2款公共下水道事業費において財源更正を行い、3款公債費においては、人件費の増額および国庫補助金の減額等に伴い、受益者負担金および下水道使用料の財源更正を行うものです。

7ページ・8ページをお開きください。

次に、歳入でございますが、3款国庫支出金・1項国庫補助金・1目土木費国庫補助金は、内示額に伴い、社会資本整備総合交付金1,855万円を減額するものです。

4款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金は、人件費の増額および国庫補助金の減額等に伴い繰入金503万5,000円を増額するものです。

7款市債・1項市債・1目下水道事業債は、国庫補助金の減額に伴い起債借入金1,860万円を増額するものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表の地方債補正では、事業費調整により、補正後の限度額を公共下水道事業で3,880万円に、特定環境保全公共下水道事業で2,150万円にそれぞれ変更するものです。

以上、流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（松宮信幸）

御苦勞さまでした。

これより本案について質疑を求めます。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」)

○委員長 (松宮信幸)

質疑もないようでございます。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成26年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鹿取建設課長。

○建設課長 (鹿取輝之)

議案第55号 平成26年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出総額にそれぞれ317万8,000円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ4億5,447万8,000円とさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。

議案書8ページ・9ページをお開きください。

1款総務費・1目一般管理費では、2節の給料で118万3,000円を増額し、3節の職員手当等で155万9,000円を増額し、4節の共済費で43万6,000円を増額いたします。いずれも人事異動に伴います給料の増額によるものでございます。

次に、歳入ですが、6ページ・7ページをお開きください。

2款繰入金の1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして、317万8,000円の増額となっております。

以上、まことに簡略でございますが、議案第55号の説明とさせていただきます。

○委員長 (松宮信幸)

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

(「質疑なし」)

○委員長 (松宮信幸)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第56号 平成26年度米原市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

議案第56号 平成26年度米原市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正内容は、4月の人事異動による補正です。

第2条により、収益的支出の予定額の補正として、営業費用を512万7,000円減額し、第3条において資本的支出の予定額の補正として、建設改良費を146万9,000円減額するものです。また、第4条により職員給与費を7,355万円に改めるものです。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第94号 権利の放棄についてを議題といたします。

上下水道課長。説明を願います。

○上下水道課長（北村智子）

議案第94号 権利の放棄について御説明いたします。

今回提案します案件は、米原市水道料金および損害賠償金に係る請求権を、米原市債権管理条例第14条第7項の規定に該当するため、権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

番号1、債務者は、米原市醒井〇〇〇〇の〇〇〇〇で、債権放棄金額は91万2,847円です。

債務者につきましては、米原市醒井〇〇〇〇と枝折〇〇〇〇において水道を使用しておりましたが、醒井については、平成11年4月分から平成25年2月分までのうち163件分、枝折については、平成19年2月から平成25年2月までのうち70件分、水道料金が未納となっております。

何度も訪問を行い、納付交渉を行い、分納誓約の提出はありましたが、他税等にも未納が多く、完納に至らないまま平成24年12月25日に死亡され、収納対策課による調査から、多重債務者であり、全ての相続人が相続放棄をされていること

が判明しました。よって、本人死亡および相続人不存在ということで今回債権を放棄するものです。

番号2、債務者は、米原市下多良〇〇〇〇の〇〇〇〇で、債権放棄金額は2万1,982円です。

債務者につきましては、米原市下多良〇〇〇〇において水道を使用しておりましたが、平成20年8月分から平成21年12月分までのうち12件分について水道料金が未納となっております。

滞納が発生するたび訪問し、納付交渉を行っていましたが、平成23年3月26日に死亡され、収納対策課による調査から、全ての相続人が相続放棄されていることが判明しました。よって、本人死亡および相続人不存在ということで今回債権放棄するものです。

番号3、債務者は、米原市村居田〇〇〇〇の〇〇〇〇で、債権放棄金額は1,273円です。

債務者につきましては、米原市村居田〇〇〇〇において水道を使用しておりましたが、平成24年2月分について水道料金が未納となっております。

債務者は、他の税もあわせ分納誓約により履行中でしたが、完納に至らないまま平成25年4月18日に死亡され、収納対策課による調査から、全ての相続人が相続放棄をされていることが判明しました。よって、本人死亡および相続人不存在ということで今回債権を放棄するものです。

以上、議案第94号 権利の放棄についての説明とさせていただきます。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

これより本案についての質疑を求めます。

音居委員。

○委員（音居友三）

最初の〇〇〇〇さんの場合ですね、平成11年4月から平成12年3月まで、計12カ月間ですね。その次も47カ月間、その次も104カ月間の滞納があったわけですね。御承知のとおり、給水条例の施行規定では納期限から4カ月納入がなければ給水停止を予告し、それでも20日間納入がなければ給水停止ということがはっきりとしているわけですが、給水停止まで、余りいいことではないですけれども、されたかどうかということをもっとお聞きしたいです。

○委員長（松宮信幸）

北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

給水停止には至っておりません。収納対策課のほうで調査をしていただいております。

ますが、支払える財産がないということで、給水停止を行っても支払いの可能性がないということで行っていません。

○委員長（松宮信幸）

音居委員。

○委員（音居友三）

それならば、給水停止までに督促状から最終催告状ですね、そして給水停止予告書という段階があるんですけども、どこまでそういった通知をされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（松宮信幸）

北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

通常の流れで納付書を発送しまして、納付がない場合は督促状を発送します。督促状で納めていただけない場合は、今ですと通常2回催告書のほうを発送しております。そこまでは必ずやっております。

○委員長（松宮信幸）

音居委員。

○委員（音居友三）

そうすると、そこまでは通知出して、早く納めるようにということの指導はできているわけですね。

給水停止までには、市長の、給水停止については、市長が特別の理由があると認めたとときにはその限りではないということが書かれていますけれども、そういったこと、市長にもそういったことを相談されたことがあるんですか。課長判断でというか、そこら辺どうですか。

○委員長（松宮信幸）

北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村智子）

このような案件については課内のほうで整理をしておりますが、本債務者につきましては、生活困窮者であったということもありまして、給水停止までには至っておりません。

○委員長（松宮信幸）

音居委員。

○委員（音居友三）

結構です。

○委員長（松宮信幸）

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」)

○委員長 (松宮信幸)

質疑もないようでございます。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議案第96号 長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

北村上下水道課長。

○上下水道課長 (北村智子)

議案第96号 長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更について御説明いたします。

今回、長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を必要とするため、提案するものであります。

内容につきましては、平成27年4月1日をもちまして長浜市の高月上水道事業および木之本上水道事業を長浜水道企業団に経営統合するものです。

次に、長浜水道企業団規約の一部を改正する規約につきましては、規約新旧対照表をお開きください。

第3条中「および湖北町」を「湖北町、高月町および木之本町の一部の区域」に改めるものです。なお、木之本町の区域については括弧内の区域となります。

付則としまして、この規約は、平成27年4月1日から施行するものあり、関係地方公共団体の議会において事前に議決を要する必要があるため、今回提案するものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第96号の説明といたします。

次に、お手元のほうに資料を配られていただいておりますので、資料によって統合スケジュールの説明をさせていただきます。

A3判の縦長の色のついた地図2枚でございます。

資料1枚目の位置図をごらんください。

今回、経営統合されます箇所は、A3縦版の図面の中心部黄色の線で囲まれた木之本川合簡水および木之本高時南部簡水が高月上水道事業に統合され、高月上水道の北側の木之本上水道とともに長浜水道企業団に経営統合されます。

参考に、平成29年4月には、図面上部の赤色線で囲まれた先ほどの木之本川合簡水・高時南部簡水以外の木之本簡水、余呉簡水および西浅井簡水が経営統合される予定です。

2枚目の統合フローをごらんください。

縦矢印で示していますように、それぞれの水道、簡易水道事業の経営は、長浜水道企業団に統合されますが、事業は統合されません。すなわち、会計は一つになりますが、収益をそれぞれの事業で管理し、受益者負担の原理に基づいてそれぞれの事業の受益者に負担を求めるものであり、料金体系は異なるものです。

以上、経営統合のスケジュールの説明とします。

○委員長（松宮信幸）

御苦労さまでした。

それでは、これより本案についての質疑を求めます。

（「質疑なし」）

○委員長（松宮信幸）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

執行部の皆様は大変御苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（執行部退席）

○委員長（松宮信幸）

それでは、これより順次、討論、採決を行います。

議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設常任委員会の所管に属する事項に対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 平成26年度米原市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設常任委員会の所管に属する事項を採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手総員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 平成26年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成26年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第55号 平成26年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）に対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 平成26年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手全員でございます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第56号 平成26年度米原市水道事業会計補正予算（第1号）に対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成26年度米原市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これより議案第72号 グリーンパーク山東条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号 米原市醒井水の宿駅条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これより議案第73号 米原市醒井水の宿駅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（松宮信幸）

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

（「討論なし」）

○委員長（松宮信幸）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 米原市近江母の郷文化センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第75号 米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号 米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長(松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第77号 米原市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号 米原市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いましたが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 米原市春照自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号 米原市春照自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いましたが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 米原市地域資源活用施設条例の一部を改正する条例についてに対しまして討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号 米原市地域資源活用施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第94号 権利の放棄についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号 権利の放棄についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号 長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更についてに対し討論はございませんか。

(「討論なし」)

○委員長 (松宮信幸)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号 長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更についてを採決いたします。

当委員会は、本案を原案のとおり可決すべきものと決したいと思いますが、これに賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 (松宮信幸)

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対し、全てのものに対しまして可決を

いただいたところでございます。

本日はまことにありがとうございます。

その他でございますね。その他は、事務局何かありますか。

今ほど、事務局から配っていただきました産業建設常任委員会の行政視察についての日程の案でございます。視察のお知らせでございますけれども、7月28日・29日と2日間にわたりまして山口県のほうへ参りたいというふうに思っております。その件につきまして、案でございます。皆様の御確認を賜りたいと思います。

2日間にわたりの視察でございますけれども、これで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○委員長 (松宮信幸)

ないということでございます。

それでは、産業建設常任委員会の行政視察、日程どおりでございます。よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

もう一部の資料については、総務のほうでお配りをいただいた資料ということで皆様に配付されております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、産業建設常任委員会、このように慎重審議を賜りましてまことにありがとうございます。

これで当委員会が付託を受けました議案の審査は全て終了をいたしました。委員会における審査結果につきましては、議会規則第39条第1項の規定に基づきまして、委員長において本会議で報告をいたします。

それでは、これで閉会といたしますけれども、閉会に当たりまして副委員長のほうから御挨拶を申し上げます。

○副委員長 (中川松雄)

産業建設常任委員会付託議案14項目、皆さん慎重に審議されまして、本当に御苦労さまでございます。

これをもちまして産業建設常任委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

本委員会記録は、真正であることを認め、米原市議会委員会条例第74条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月17日

米原市議会産業建設常任委員長 松宮 信幸